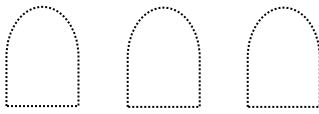


## 5 建設業許可証明書

下記の様式により、それぞれの地域を所管する各土木事務所（P.25 参照）へ申請してください。

用紙は各土木事務所及び事業管理課建設業振興・指導班に備えてあります。

証明手数料 → 証明書 1 通につき、600 円の宮城県収入証紙を貼付してください。

(用紙A4)											
<b>建設業許可証明願</b>											
宮城県知事 村井 嘉浩 殿											
令和○年○月○日											
住 所	宮城県仙台市青葉区本町3-8-1										
商号又は名称	株式会社 仙台建設										
代表者役職名	代表取締役 仙台太郎										
次のとおり許可されてあることを証明願います。											
( 2 部)											
許可年月日	令和 元年 8月 25日										
許可番号 宮城県知事	許可 ( 般 - 1 ) 第 12345 号 特										
県収入証紙貼付欄	願のとおりに相違ないので別紙のとおりに証明してよろしいか伺います。										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 50%; text-align: center;">審査</td><td style="width: 50%;"></td></tr><tr><td style="text-align: center;">浄書</td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center;">校合</td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center;">公印</td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center;">発送</td><td style="text-align: center;">担当者</td></tr></table>	審査		浄書		校合		公印		発送	担当者
審査											
浄書											
校合											
公印											
発送	担当者										
建証第 号											
											

## 6 建設業許可申請書の閲覧

宮城県知事許可を受けている建設業者の許可申請書の閲覧ができます。

### (1) 閲覧場所

事業管理課建設業閲覧室（宮城県庁行政庁舎8階北側）

### (2) 閲覧できる日時

月曜日～金曜日（9：00～11：30，13：00～16：30）

### (3) 閲覧休止日

○閉庁日（土・日・祝日及び年末年始）

○第2木曜日及び第4火曜日（祝休日にあたる場合はその直後の平日）

※書類整理等のために、臨時に閲覧休止となる場合があります。

※宮城県内に本店を有する大臣許可業者の書類の閲覧は、国土交通省東北地方整備局（〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1地方合同庁舎(B棟)，[TEL:022-225-2171](tel:022-225-2171)(代表)) のみでの閲覧となりますので御注意願います。

## 7 建設業許可申請書類の写しの交付

建設業閲覧室において閲覧できる書類は、宮城県情報公開条例第5条第1項の規定に基づく開示請求により、申請書等の写しの交付を受けることができます。

下記担当窓口において手続きをお願いします。

- ・ 県政情報センター（県庁行政庁舎地下1階） 電話：022-211-2263
- ・ 県政情報コーナー（各合同庁舎内）※仙台合同庁舎は除く。